

2016年3月17日

横浜市薬剤師会 会員各位

横浜労災病院 病院長

院外処方箋に対する疑義照会方法の一部変更について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

従来、当院の院外処方箋に対する保険薬局からの疑義照会は、すべて薬剤部に FAX していただいておりますが、**この度3月22日（火）より、以下の診療科の院外処方箋に限定して、処方医へ直接電話で疑義照会していただくことになりました。**

この変更に伴い、今後は以下の点にご留意のうえ、疑義照会をしていただきますようお願い致します。

- 当院の代表に電話（045-474-8111）のうえ、オペレーターに院外処方箋に対する疑義照会である旨と、診療科・処方医を伝え、直接処方医へ疑義照会を行ってください。
- どうしても処方医につながらない場合には、現行通り、薬剤部が窓口となって、一時的に疑義をお預かりし時間をおいて対応することも可能です。
- 疑義照会によって処方修正となった場合には、すべて、変更内容を薬剤部へ FAX（045-474-8024）してください。
- 変更内容を FAX する際の書式に指定はありません。薬局名と連絡先、患者 ID、診療科・処方医、処方日を明確にさせていただきますようお願いいたします。必要があれば添付の書式をご利用ください。

【3月22日から電話での疑義照会を受ける診療科】

腫瘍内科	緩和支援療法科	消化器内科	消化器病センター
呼吸器内科	呼吸器外科	心療内科	小児科
形成外科	皮膚科	耳鼻咽喉科	歯科口腔外科

ご多忙のところ、お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくようお願い申し上げます。

敬具

疑義照会による処方変更報告書

(送信先 横浜労災病院 FAX045-474-8024)

患者 ID	
診療科・処方医	科・
処方日	年 月 日

問い合わせのうえ、以下の通り変更しましたので、処方修正をお願いします。

変更前	変更後

- ・薬局名
- ・電話番号
- ・FAX 番号
- ・担当者名